

INTERIOR PLANNER

令和8年度インテリアプランナー試験

受験総合案内書

・受験申込方法については、原則として「インターネットによる受付」となります。

なお、インターネットによる受付が困難と認められる場合、別途受付方法をご案内いたします。令和8年4月3日までに公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という）へお問合せください。

インテリアプランナー資格制度について

インテリアプランナー資格制度では、建築物のインテリア設計及び工事監理、これらに付随する業務に従事する者のインテリア設計等に関する知識及び技能についての審査、証明等を行います。この資格制度は昭和62年度に創設され、平成12年度までは国土交通大臣が認定する事業としてセンターにより実施されました。平成13年度より従来制度を引き継ぎ、センターの資格制度として実施しています。

○インテリアプランナーとは

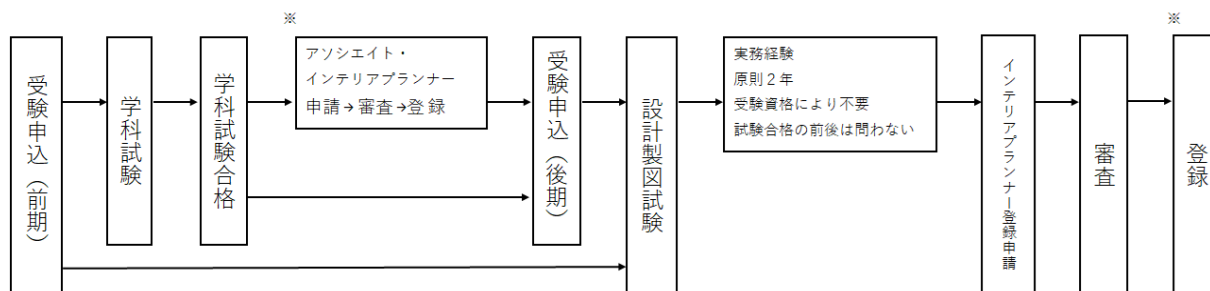
インテリアプランナーは、高品質かつ魅力的なインテリア空間を実現する設計能力を持つ者に与えられる称号であり、インテリア設計については建築士の業務と共通点があります。また、専門的かつ高度な知識及び技能を持つ者として、試験や登録、更新講習の制度により、その能力について審査、証明された専門家です。住宅や店舗、事務所、公共建築物等、あらゆる用途の建築物を対象として、以下の業務を行います。

- (1) インテリアに係るデザインイメージ作り
- (2) インテリアに係るエレメントコーディネート
- (3) インテリアに係るリフォーム提案及び設計
- (4) インテリアに係る維持管理の提案及び計画
- (5) インテリアに係る設計図書作成（空間構成や室内環境設備の計画及び設計、内装構法や仕上げ材料の選択、インテリアのエレメントコーディネート等）
- (6) インテリアに係る工事監理

○アソシエイト・インテリアプランナーとは

平成28年度よりアソシエイト・インテリアプランナー制度が創設されています。インテリアに係る基礎的な知識を有して、建築士またはインテリアプランナーの指示によりインテリア設計等の補助業務を行います。受験申込時、受験資格による制限はありません。また、インテリアプランナーを目指す受験者が取得する資格としても活用できます。

○資格制度の具体的な流れ



【受験資格】

- (1) 学科試験
 - ・受験資格による制限なし
- (2) 設計製図試験
 - ・令和4～8年度の学科試験合格者
 - ・アソシエイト・インテリアプランナー
 - ・建築士（一級、二級、木造）

※【登録後の更新講習について】

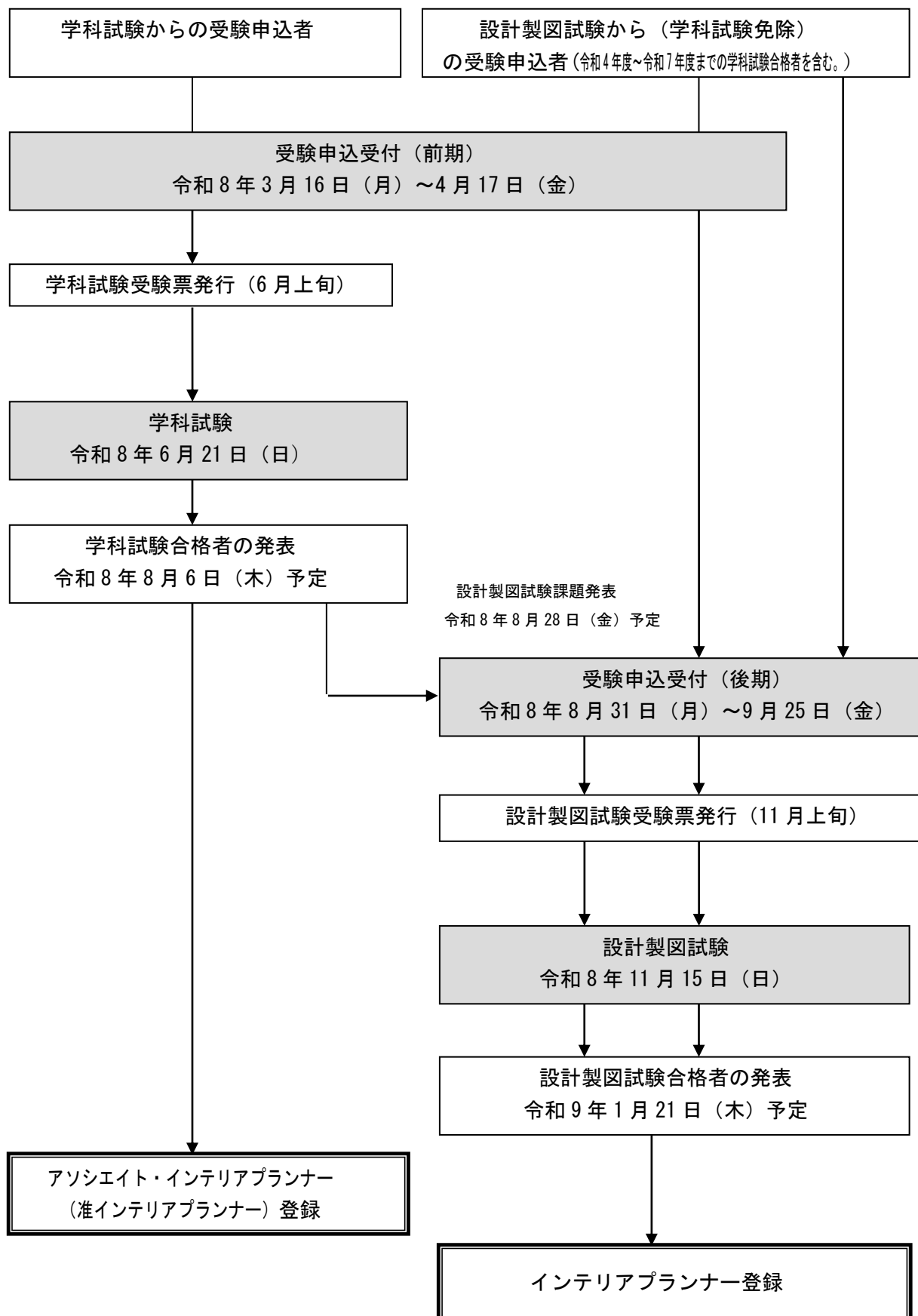
- ・インテリアプランナーまたはアソシエイト・インテリアプランナーとして登録された場合、5年に一度、更新講習を受講の上、その講習を修了する必要があります。
- ・更新講習未修了により登録証の有効期限を超過した場合、その効力を失います。

目 次

§ 1. 試験案内	
1-1. 試験スケジュール.....	1
1-2. 試験の構成及び受験資格.....	2
1-3. 受験申込区分.....	2
1-4. 受験申込受付期間.....	2
1-5. 受験申込に係る必要書類.....	2
1-6. 受験特別措置.....	2
1-7. 受験申込方法及びその他留意点.....	2
1-8. 受験手数料.....	3
1-9. 受験票の発行等.....	3
1-10. 試験日程.....	3
1-11. 試験地及び試験会場.....	3
1-12. 試験問題の取扱い.....	4
1-13. 合格者の発表.....	4
1-14. インテリアプランナー試験合格証明書の発行.....	4
1-15. インテリアプランナー登録.....	4
§ 2. 試験の出題内容	
2-1. 学科試験の出題内容.....	5
2-2. 設計製図試験の出題内容.....	5
§ 3. 受験申込後の届出	
3-1. 受験申込記載事項変更届.....	6
3-2. 試験地変更願.....	6
§ 4. 試験当日の注意事項	
4-1. 試験当日の携行品.....	7
4-2. 「学科試験」において使用が認められている法令集について.....	8
4-3. 「設計製図試験」において使用が認められる平行定規と型板について.....	15
4-4. 試験会場到着後.....	16
§ 5. 試験会場	
5-1. 学科試験.....	17
5-2. 設計製図試験.....	17
5-3. 試験会場案内図.....	18
■インテリアプランナー試験結果データ.....	21
■インテリアプランナー試験問題等.....	21
■学習参考書「インテリアプランナーガイドブック」の頒布.....	21

§ 1. 試験案内

1-1. 試験スケジュール



1-2. 試験の構成及び受験資格

- (1) 試験については、学科及び設計製図試験により構成されます。
- (2) 学科試験については、受験資格による制限がありません。
- (3) 設計製図試験については、令和4～8年度の学科試験合格者がその受験申込対象となります。
また、以下の資格を保有する場合、学科試験については免除の対象となります。
 - ・アソシエイト・インテリアプランナー
 - ・建築士（一級、二級、木造）

1-3. 受験申込区分

次に掲げる受験申込区分のうち、いずれか選択してください。

- (1) 「学科試験」
- (2) 「設計製図試験」

1-4. 受験申込受付期間

【前期】対象：「学科試験」または「設計製図試験」の受験申込者

期間：令和8年3月16日（月）0：00～4月17日（金）23：59

【後期】対象：「設計製図試験」の受験申込者

期間：令和8年8月31日（月）0：00～9月25日（金）23：59

※上記期間内に受験申込を完了しない場合、いかなる理由でも受付しません。

1-5. 受験申込に係る必要書類

- (1) 全ての受験申込者が準備するもの
 - ・顔写真の電子ファイル（無帽・無背景・正面上 3 分身で撮影されたもの）
電子ファイルの形式については、JPGまたはJPEG形式（5 MB以内）とします。
- (2) 令和4～7年度の学科試験合格者が準備するもの
 - ・合格年度の学科試験合格通知書または受験票いずれかの電子ファイル
電子ファイルの形式については、JPGまたはJPEG、PDF形式（5 MB以内）とします。
紛失等により必要書類を準備できない場合、センターへお問合せください。
- (3) 保有資格による学科試験免除対象者が準備するもの
 - ・建築士（一級、二級、木造）
建築士免許証（免許証明書）の電子ファイル（複数の種別を保有する場合、いずれかで可）
電子ファイルの形式については、JPGまたはJPEG、PDF形式（5 MB以内）とします。
 - ・アソシエイト・インテリアプランナー
有効期限内のアソシエイト・インテリアプランナー登録番号
受験申込時に受付専用ページの該当箇所にその登録番号を入力してください。

1-6. 受験特別措置

身体不自由等の理由により特別措置を希望する場合、事前にセンターへお問い合わせの上、申請してください。

「**学科試験**」申請期間：令和8年3月16日（月）～5月21日（木）

「**設計製図試験**」申請期間：令和8年8月31日（月）～10月15日（休）

希望する措置の内容や理由により障がいの程度を証明する書類が必要になる場合があります。また、申請内容や試験会場の都合等により希望する措置を受けられない場合もあります。

1-7. 受験申込方法及びその他留意点

- (1) 受験申込方法
受験申込方法については、原則として「インターネットによる受付」となります。
- (2) 受験申込に係るその他留意点
 - ・受験申込については、受付最終日23時59分までにインターネット申込完了している方を有効として取り扱います。
 - ・受験手数料の支払方法について、コンビニエンスストアまたはPay-easy決済を選択している場合、以下の期日までにお支払ください。期日までに受験手数料を支払わない場合、その受験申込は無効となります。
 - 【前期】：令和8年4月20日（月）
 - 【後期】：令和8年9月28日（月）
 - ・受付期間外の受験申込については、いかなる理由でも受付しません。

1-8. 受験手数料

- (1) 「学科試験」 9,900円（消費税込）
(2) 「設計製図試験」 16,500円（消費税込）

(3) 受験手数料に係るその他留意点

- ・別途インターネット決済手数料が発生します。
- ・受験手数料については、試験を欠席した場合でも返還しません。
- ・支払後の受験手数料については、センターの責により試験を受けることができない場合を除いて、返還しません。

1-9. 受験票の発行等

「学科試験」 : 令和8年6月上旬頃マイページ*よりダウンロード

令和8年6月5日（金）までに受験票をダウンロードできない場合、センターへお問合せください。

「設計製図試験」 : 令和8年11月上旬頃マイページ*よりダウンロード

令和8年11月6日（金）までに受験票をダウンロードできない場合、センターへお問合せください。

※受験票については、必ず印刷の上、試験当日に試験会場へ携行する必要があります。スマートフォン等の画面に表示して提示することは認められません。

※マイページとは、受験申込受付完了後に開設される受験者専用のページです。

1-10. 試験日程

試験区分	試験日	時間割	
学科試験	令和8年 6月21日(日)	11:50~12:00 (10分)	注意事項等説明
		12:00~14:30 (2時間30分)	学科試験

試験区分	試験日	時間割	
設計製図試験	令和8年 11月15日(日)	10:45~11:00 (15分)	注意事項等説明
		11:00~17:00 (6時間)	設計製図試験

(注) 試験当日に携行すべきもの等については、「4-1. 試験当日の携行品」(7頁)を参照してください。

1-11. 試験地及び試験会場

- (1) 試験地については、下記の試験地一覧表より選択してください。
(2) 試験地の変更については、転勤等のやむを得ない事情がある場合を除いて、原則として認めません。
また、試験地の変更手続きについては、「3-2. 試験地変更願」(6頁)を参照してください。
(3) 試験会場については、マイページよりダウンロード後の受験票で確認してください。

試験地一覧表 ※所在地等については、「§5. 試験会場」(17頁)を参照してください。

■学科試験

試験地	試験会場
札幌市	かでの2.7
仙台市	宮城県建設産業会館
東京都	4月中旬以降決定予定
名古屋市	4月上旬以降決定予定
京都府	京都建築大学校
大阪府	4月中旬以降決定予定
広島市	広島県情報プラザ(広島県立産業技術交流センター)
福岡市	南近代ビル
沖縄県	沖縄職業能力開発促進センター

(注) 試験会場については、受験票により再度確認してください。(試験会場を変更する場合があります)

■ 設計製図試験

試験地	試験会場
札幌市	札幌科学技術専門学校
仙台市	宮城県建設産業会館
東京都	4月中旬以降決定予定
名古屋市	5月上旬以降決定予定
京都府	京都建築大学校
大阪府	天満研修センター
広島市	広島県情報プラザ（広島県立産業技術交流センター）
福岡市	パピヨン24

（注）試験会場については、受験票により再度確認してください。（試験会場を変更する場合があります）

1-12. 試験問題の取扱い

- 試験問題の持ち帰り
受験者に配布した試験問題については、「学科試験」及び「設計製図試験」の各試験終了まで試験室に在室した者に限り、その持ち帰りを認めます。
- 「学科試験」正答肢の公表
「学科試験」正答肢については、試験後の翌営業日以降センターホームページ(<https://www.jaic.or.jp>)で掲載します。
- 試験問題の公表
「学科試験」及び「設計製図試験」の合格者発表時、試験問題及び合格基準等（「学科試験」正答肢及び配点、合格基準点、「設計製図試験」解答例、採点のポイント、採点結果の区分、合格基準、試験データ等）について、センターホームページで掲載します。

1-13. 合格者の発表

- 合格者の発表日
 - 学科試験：令和8年8月6日（木）予定
 - 設計製図試験：令和9年1月21日（木）予定「学科試験」及び「設計製図試験」の各試験結果については、可否に関わらずマイページで通知します。試験結果が不合格の場合、その成績についても併せて通知します。ただし、試験日に欠席した場合、その通知はありません。また、インテリアプランナー試験の合格者については、センターホームページに合格者の受験番号一覧を公表します。**郵送による合否通知については、行いません。**
- 合格基準等の公表
合格者発表時、「学科試験」及び「設計製図試験」の合格基準等について、センターホームページに掲載します。

1-14. インテリアプランナー試験合格証明書の発行

インテリアプランナー試験合格者の求めに応じて、インテリアプランナー試験合格証明書を発行します。発行手数料等の詳細については、センターホームページによりご確認ください。

1-15. インテリアプランナー登録

インテリアプランナー試験の合格者発表時、インテリアプランナー登録手続きについてご案内します。所定の登録要件を満たす場合、その登録手続きを行ってください。インテリアプランナー登録によりインテリアプランナーと称することができます。登録完了後、インテリアプランナー資格証が発行されます。登録手続きの詳細については、インテリアプランナー総合案内ページをご確認ください。

§ 2. 試験の出題内容

2-1. 学科試験の出題内容

出題数：50問 出題形式：四肢択一式

大項目	中項目	細目
インテリア計画	インテリアの歴史・意匠	歴史 意匠
	インテリアの計画	計画基礎・設計基礎 人間工学 バリアフリー・ユニバーサルデザイン 室内環境 新技術、建物の長寿命化等
インテリア装備	インテリアの構法	各部の構法
	インテリアのエレメント	エレメント
	インテリアの安全	室内の安全計画・装備
インテリア施工	インテリアの工事監理・施工管理	工事監理 施工管理
	インテリア工事の施工方法	内装各種工事 施工機器
	インテリアの積算・契約	積算 契約
	インテリアの材料	材料
インテリア法規	インテリアの関連法規	建築基準法 消防法・バリアフリー法 その他関連法規
建築一般	建築計画	各種建築物の計画、建築史
	建築構造	構造・構法計画、構造力学
	建築設備	設備計画、環境・エネルギー
	建築施工	各種工事

(注) 解答にあたり適用すべき法令については、令和8年1月1日現在施行されているものが対象となります。

2-2. 設計製図試験の出題内容

出題形式：設計製図の実技

出題内容	建築物における空間の使われ方、生活のイメージが判るようなインテリア設計
要求図書の種類	設計主旨、平面図、断面図、展開図、天井伏図、透視図、一部詳細図、仕上表、家具数量表等のうち指定するもの *家具配置計画、照明計画が判るような内容とします。
答案用紙のサイズ・枚数	A2判、2枚

●設計製図試験設計課題の公表

令和8年8月28日(金)にセンターホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) で掲載予定です。

§ 3. 受験申込後の届出

3-1. 受験申込記載事項変更届

受験申込後、住所及び連絡先電話番号(自宅または携帯電話等)、勤務先、勤務先電話番号に変更がある場合、**マイページ**より申込情報の変更を行ってください。

また、氏名の変更がある場合、「受験申込記載事項変更届」及び戸籍抄本または謄本の提出が必要です。

必要書類の提出方法については、電子申請とします。

センターが指定するメールアドレス宛に以下の電子ファイルを添付の上、送付してください。

- ・「受験申込記載事項変更届」
- ・戸籍抄本または謄本の写し (JPG または JPEG、PDF 形式、サイズ 5MB 以内)

※受験申込記載事項変更届の送付先メールアドレスについては、センターへお問合せください。

【申請期限】

- 氏名の変更届 【学科試験】 令和8年5月11日(月)
【設計製図試験】 令和8年10月6日(火)

- 申請方法 上記申請期限までにセンターへお問合せください。
受験申込時の登録メールアドレス宛に変更手続きのご案内を送付します。

3-2. 試験地変更願

試験地の変更については、**転勤等やむを得ない事情がある場合に限り**認めます。以下の要領で申請ください。

ただし、変更希望先の会場状況により申請を受理できない場合もあります。

必要書類の提出方法については、電子申請とします。

センターが指定するメールアドレス宛に以下の電子ファイルを添付の上、送付してください。

- ・「試験地変更届」
- ・住民票や辞令の写し等、変更事由を証明する書類 (JPG または JPEG、PDF 形式、サイズ 5MB 以内)

※受験申込記載事項変更届の送付先メールアドレスについては、センターへお問合せください。

【申請期限】

- 試験地変更届 【学科試験】 令和8年5月11日(月)
【設計製図試験】 令和8年10月6日(火)

- 申請方法 上記申請期限までにセンターへお問合せください。
受験申込時の登録メールアドレス宛に変更手続きのご案内を送付します。

【試験地変更後の通知】

試験地の変更が認められる場合、受験票に変更後の試験地が記載されます。

§ 4. 試験当日の注意事項

遠方の受験者については、事故や災害等の発生を考慮の上、余裕をもって試験会場に到着するようご注意ください。

4-1. 試験当日の携行品

試験当日、本人確認を行います。顔写真付身分証明書（運転免許証やマイナンバーカード等）を持参してください。

(1) 「学科試験」

- ①必ず携行するもの： 受験票、黒鉛筆（HB または B 程度、シャープペンシルを含む）、消しゴム、顔写真付身分証明書
- ②携行できるもの： 法令集（見出し、脚注等の簡単な書き込み及び印刷以外に解説等がなく、かつ条文の順序に入替等のないもの）を持ち込んで使用することができます。（詳細については「4-2. 「学科試験」において使用が認められている法令集について」参照）。鉛筆削り、時計（小型で時計機能のみのものに限る、アラーム等音の機能の使用は不可）
- ③携行できないもの： 電卓、計算機能のある時計、電動消しゴム、その他上記①②以外のもの

(2) 「設計製図試験」

- ①必ず携行するもの： 受験票、黒鉛筆（HB または B 程度、シャープペンシルを含む）、消しゴム、着色用具（色鉛筆、マーカー）、顔写真付身分証明書
- ②携行できるもの： 製図板（45 cm×60cm 程度、傾斜台（まくら）の使用可）、T 定規（60cm 程度）、平行定規（詳細については「4-3. 「設計製図試験」において使用が認められる平行定規と型板について」参照）、その他の定規（三角定規、勾配定規、雲型定規）、円・だ円・正三角形・正方形及び文字用の型板（テンプレート）、三角スケール、分度器、コンパス、ディバイダー、ハケ、画びょう、製図用テープ、しんホルダー、鉛筆ケズリ、字消し板、計算尺、電卓（プログラム機能を有せず、小型で音のしないもの）、製図ペン、蛍光ペンまたは色鉛筆、時計（小型で時計機能のみ有するものに限る、アラーム等音の機能の使用は不可）
- ③携行できないもの： ドラフター、問題用紙つり器具、認められる図形及び文字用以外の型板（テンプレート）（詳細については「4-3. 「設計製図試験」において使用が認められる平行定規と型板について」参照）、電動消しゴム、そろばん、メモ用紙、トレーシングペーパー、水彩絵具、パステル等他の受験者の答案用紙を汚すおそれのあるもの、法令集、その他上記①②以外のもの
- ④軽食について： 試験時間内に外出することはできません。軽食が必要な場合、各自持参してください。軽食とは、サンドウィッチやおにぎり等（ガム、飴、チョコレート等を含む）で、においや音がせず他の受験者に迷惑のかからないものとします。
(注) 試験会場への飲物の持ち込みについては、ペットボトル等ふた付きのものに限り認めます。

■携帯電話等無線通信機器について

携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、電話機能やメールの送受信機能がある時計等の無線通信機器について、試験時間内の使用は禁止します。試験時間内に無線通信機器を使用した場合、不正行為とみなして処分の対象となります。無線通信機器については、必ず電源を切りかばんの中にしまってください。試験開始後、無線通信機器をかばんの中に戻さず、机の上に置いていた場合や身に付けていた場合、無線通信機器を操作するような行為が確認された場合、不正行為とみなして退場処分となります。

4-2. 「学科試験」において使用が認められている法令集について

■「学科試験」に限り、次の条件1及び2を満たす法令集の使用が認められます。

条件1. 条文等の順序の入替及び関連条文等の挿入を行っていないこと（条文等の省略は認める）。

条件2. 次に掲げる簡単な書き込み及び印刷以外に解説等を付していないこと。

イ. 目次、見出し及び関連法令・条文等の指示（法令、章、節、条等の名称、番号及び掲載ページを限度とする）

ロ. 改正年月日

ハ. アンダーライン（二重線、囲み枠含む）

ニ. ○、△、×の記号■使用が認められる法令集以外のものは、試験時間中、試験監理員が預かることになります。

注 意

① ホームページ等から条文を印刷したものや法令集をコピーしたものは使用を認めません。

② 紛らわしい書き込みがある法令集については、使用が認められない場合や判断に時間を要する場合があります。この場合、法令集を参照できない状態での受験となります。

■持込みを許可している法令集以外のものを使用した場合、退場を命じます。

■書き込み等の具体例

認めている書き込み等の例

関連条文等の指示・見出しの例（条件2、イ・ハの例）

【構造耐力】

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 高さが60mを超える建築物 当該建築物の安全に必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 高さが60m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号に掲げる建築物（高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全に必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によって建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。

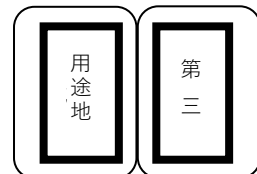
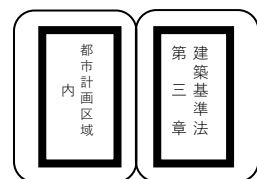
ロ 前号に定める基準に適合すること。



令 36 条 P186



P8



令 81 条 P208

認めていない書込み等の例

条文の次に関連の別表を挿入した例（条件1に違反した例）

【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】

第27条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

- 一 別表第1(ろ)欄に掲げる階を同表(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供するもの
- 二 別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分（同表(1)項の場合にあっては客席、同表(2)項及び(4)項の場合にあっては2階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が同表(は)欄の当該各項に該当するもの
- 三 別表第1(い)欄(4)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のも
- 四 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が1階にないもの

別表第1 耐火建築物等としなければならない特殊建築物

(第6条、第27条、第28条、第35条—第35条の3、第90条の3関係)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
用途		(い)欄の用途に供する階	(い)欄の用途に供する部分(1)項の場合にあっては客席、(2)項及び(4)項の場合にあっては2階、(5)項の場合にあっては3階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計	(い)欄の用途に供する部分の床面積の合計
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	200㎡（屋外観覧席にあっては、1,000㎡）以上	
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	300㎡以上	

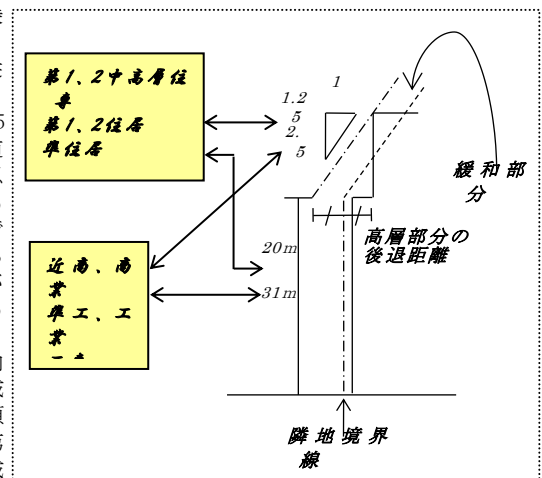


解説を付した例（条件2に違反した例）

【建築物の各部分の高さ】

第56条 建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。

- 一 別表第3(い)欄及び(ろ)欄に掲げる地域、地区又は区域及び容積率の限度の区分に応じ、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が同表(は)欄に掲げる距離以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、同表(に)欄に掲げる数値を乗じて得たもの
- 二 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、次に掲げる区分に従い、イ若しくはニに定める数値が1.25とされている建築物で高さが2.0mを超える部分を有するもの又はイからニまでに定める数値が2.5とされている建築物（ロ及びハに掲げる建築物で、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあるものを除く。以下この号及び第7項第二号において同じ。）で高さが3.1mを超える部分を有するものにあつては、それぞれその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに、イからニまでに定める数値を乗じて得たものに、イ又はニに定める数値が1.25とされている建築物にあつては2.0mを、イからニまでに定める数値が2.5とされている建築物にあつては3.1mを加えたもの
- イ 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域内の建築物（ハに掲げる建築物を除く。） 1.25（第52条第1項第二号の規定により容積率の限度が30/10以下とされている第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の地域のうち、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、2.5）
- ロ 近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物（ハに掲げる建築物を除く。）又は商業地域、工業地域若しくは工業専用地域内の建築物 2.5
- ハ 高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の2/3以上であるもの 2.5
- ニ 用途地域の指定のない区域内の建築物 1.25又は2.5のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの



認められない書込み等の例 A・・・「早見表」に相当するもの（条件1に違反した例）

次の条文に関連して、表を書込み又は貼付しているもの（早見表に相当するもの）

- ・ 建築基準法第55条（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度）
- ・ 建築基準法第56条（建築物の各部分の高さ）
- ・ 建築基準法第56条の2（日影による中高層の建築物の高さの制限）



種類 用途地域	高さの限度	高さ制限			日影規制	高度地区
		道路	隣地	北側		
一種・二種低層住居専	10又は12	1.25L	—	5+1.25L	地方公共団体の条例で、適用区域、測定面及び日影時間を定める（*）	都市計画で、高さの最高限度又は、最低限度を定める
一種・二種中高層住居専	—	1.25L (1.5L)	20+1.25L	10+1.25L		
一種住居 二種住居 準住居	—	1.25L (1.5L)	20+1.25L	—		
近隣商業 準工業	—	1.5L	31+2.5L	—		
商業 工業 工業専用	—	1.5L	31+2.5L	—		
無指定	—	1.5L	31+2.5L	—	（*）と同じ	—
		1.25L	20+1.25L	—		

（認められない理由）

上記のような表の書込み又は貼付は、建築基準法第55条～56条の2の解説に該当し、「早見表」に相当することから、認められない書込み又は貼付である。

- ・ 建築基準法第52条（容積率）・・・脚注の条文にある計算式を書き込んだもの又は貼付したもの

9 建築物の敷地が、幅員15m以上の道路（以下この項において「特定道路」という。）に接続する幅員6m以上12m未満の前面道路のうち当該特定道路からの延長が70m以内の部分において接する場合には、第2項から第7項までの規定の適用については、第2項中「幅員」とあるのは、「幅員（第9項の特定道路に接続する同項の前面道路のうち当該特定道路からの延長が70m以内の部分にあつては、その幅員に、当該特定道路から当該建築物の敷地が接する当該前面道路の部分までの延長に応じて政令で定める数値を加えたもの）」とする。（イ）（リ）（ワ）（キ）（ク）

政令=令135条の18
⇒406

（容積率の制限について前面道路の幅員に加算する数値）（テ）

第135条の18 法第52条第9項の政令で定める数値は、次の式によつて 法52条9項⇒81
計算したものとする。（イ）（ワ）（ネ）（ナ）（ユ）⑬⑭

$$W_a = \frac{(12 - W_r)(70 - L)}{70}$$

この式において、 W_a 、 W_r 及び L は、それぞれ次の数値を表すものとする。

W_a 法第52条第9項の政令で定める数値（単位 m）（ワ）（ネ）（ユ）⑬

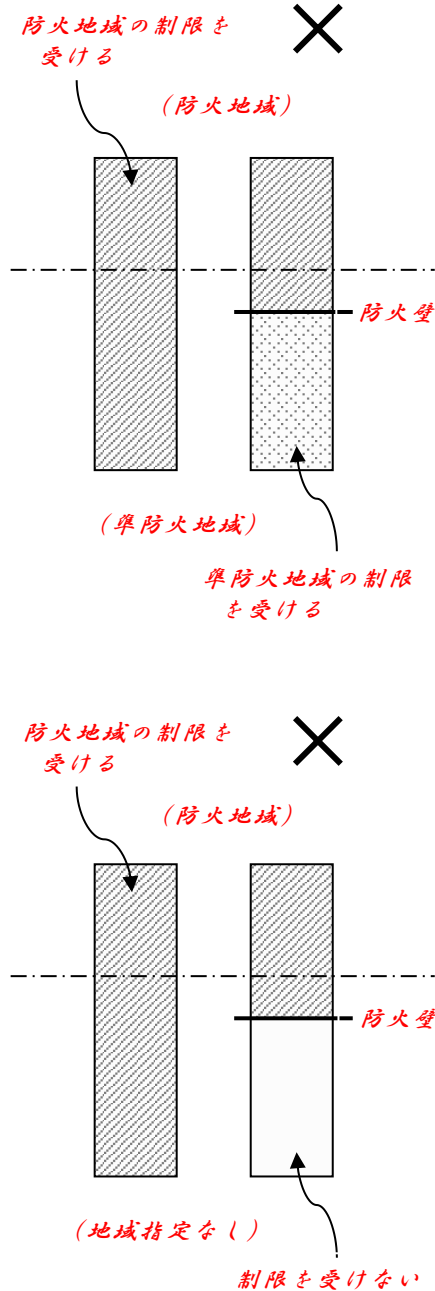
W_r 前面道路の幅員（単位 m）

L 法第52条第9項の特定道路からその建築物の敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長（単位 m）（ワ）（ネ）（ユ）⑭



（認められない理由）

上記のような条文の書込み又は貼付は、建築基準法施行令第135条の18を引かなくても解答できる可能性があり、「早見表」に相当し、認められない書込み又は貼付である。（式のみも認められない）



で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、門又は扉で、高さ2m以下のもの又は準防火地域内にある建築物（木造建築物等を除く。）に附属するものについては、この限りでない。(よ)(ト)㊦

政令で定める基準=令136条の2⇒410
大臣が定め=令元国交告194⇒告示編235

(屋根)

第62条 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。(ト)(レ)(ネ)㊦

政令=令136条の2の2⇒412
大臣が定め=平12建告1365⇒773/⇒告示編243

(隣地境界線に接する外壁)

第63条 防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。㊦

(看板等の防火措置)

第64条 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。㊦

(建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置)

第65条 建築物が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部についてそれぞれ防火地域又は準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、その建築物が防火地域又は準防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。(よ)㊦

防火壁=令113条⇒328

2 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、その全部について防火地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、建築物が防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定

(認められない理由)

上記のような図の書込みをすることにより、建築基準法第65条の解説となる。したがって、認められない書込みである。

法別表第1



建築基準法 ~~別表~~

別表第1 耐火建築物等としなければならない特殊建築物（第6条、第21条、第27条、第28条、第35条—第35条の3、第90条の3関係）(イ)(ロ)(ハ)(ニ)
 耐火建築物 耐火建築物

	(い)	(ろ)	(は)	(は)
	用途	(い)欄の用途に供する階	(い)欄の用途に供する部分 (1)項の場合にあつては客席、(2)項及び(4)項の場合にあつては2階、(5)項の場合にあつては3階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計(ン)	(い)欄の用途に供する部分の床面積の合計(ン)
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの ＜注＞ 政令=未制定	3階以上の階	200m ² （屋外観覧席にあつては、1,000m ² ）以上	
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの(ト) ＜注＞ 政令=令115条の3、1号 ⇒332	3階以上の階	300m ² 以上(ン) 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場	(ン)
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの ＜注＞ 政令=令115条の3、2号 ⇒332	3階以上の階	2,000m ² 以上(ン) 公共浴場、待合、料理店、飲食店、又は物販(10m以内を除く)	(ン)
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの(ト) ＜注＞ 政令=令115条の3、3号 ⇒332	3階以上の階	500m ² 以上(ン)	(ン)
(5)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの ＜注＞ 政令=未制定		200m ² 以上 映画スタジオ、テレビスタジオ	1,500m ² 以上
(6)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの ＜注＞ 政令=令115条の3、4号 ⇒333	3階以上の階		150m ² 以上

(認められない理由)

上記のような文字による書込みは、建築基準法第27条又は建築基準法施行令第115条の3を引かなくても、別表1のみで解答できる可能性があり、「早見表」に相当し、認められない書込みである。



は、特定防火対象物を示す

防火管理者必要
 10人収容 ▲
 30人収容 ▲
 50人収容 ■

別表第1（第1条の2—第3条、第3条の3、第4条、第4条の2の2—第4条の3、第6条、第9条—第14条、第19条、第21条—第29条の3、第31条、第34条、第34条の2、第34条の4—第36条関係）

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
(6)	イ 次に掲げる防火対象物 (1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。 (ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所 ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害者支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）

（認められない理由）

上記のような凡例による文字の書込みをすることにより、消防法施行令別表第1のみで、解答できる可能性がある。したがって、認められない書込みである。ただし、凡例等がなく、○、△、×等の記号のみの場合は、許容する。

参 考

持込みが認められるものの例

条件1を満たすものの例 → 条件2を満たしていることを確認したものに限る、持込みを認める。

建築六法	国土交通省建築指導課・市街地建築課	監修	全国加除法令出版	発行
国土交通六法（社会資本整備編）	国土交通省大臣官房総務課	監修	東京法令出版	発行
建築基準法令集（法令編）（様式編）（告示編）	国土交通省住宅局 日本建築学会	編集	技報堂出版	発行
基本建築関係法令集（法令編）（告示編）	国土交通省住宅局建築指導課 建築技術者試験研究会	編集	井上書院	発行
建築基準法関係法令集	国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 日建学院	編集	建築資料研究社	発行
基本建築基準法関係法令集	国土交通省住宅局参事官 建築技術研究会	編集	建築資料研究社	発行
建築基準法令集	オーム社	編集	オーム社	発行
〔井上〕建築関係法令集	建築法令研究会	編集	井上書院	発行
建築基準法規集	東京建築士会	監修	新日本法規出版	発行
建築関係法令集（法令編）（告示編）	東京建築士会法規委員会	編集	総合資格	発行
建築設備関係法令集	建築法規編集会議	編集	井上書院	発行
建築基準関係法令集	国土交通省住宅局建築指導課 建築技術者試験研究会	編集	井上書院	発行
電気事業法令集	TAC株式会社	編集	TAC株式会社	発行
電気関係法規			東洋法規出版	発行
管工事施工管理関係法規集	全国建設研修センター	編集	日本電気協会	発行
			新日本法規出版	発行

< 持込みが許可されないものの例 >

条件1に抵触しているものの例

× 建築基準法設備関係法令通達集	建設省住宅局建築指導課	監修	新日本法規出版	発行
× 建築基準法構造関係法令通達集	建設省住宅局建築指導課	監修	新日本法規出版	発行
× 建築基準法防火・防災関係法令通達集	建設省住宅局建築指導課	監修	新日本法規出版	発行
× 建築基準法集団規定関係法令通達集	建設省住宅局市街地建築課	監修	新日本法規出版	発行
× 建築設備技術関係法規要覧	建築設備研究会	監修	三協法規出版	発行

条件2に抵触しているものの例

平成10年6月12日公布改正建築基準法	建設省住宅局建築指導課・市街地建築課	監修	新日本法規出版	発行
平成11年5月1日施行改正建築基準法(1年日施行)の解説	建設省住宅局建築指導課・市街地建築課	監修	新日本法規出版	発行
平成12年6月1日施行改正建築基準法(2年日施行)の解説	建設省住宅局建築指導課	編集	新日本法規出版	発行
平成14年建築基準法改正の解説	建設省住宅局市街地建築課	編集	工学図書株式会社	発行
平成19年6月20日施行改正建築基準法・建築士法及び関係政省令等の解説	国土交通省住宅局建築指導課 国土交通省住宅局市街地建築課等	監修	サンパートナーズ	発行
× 建築基準法・建築士法[改正]のポイント平成19年6月20日施行[法令・告示]条文集	建築技術研究会	編集	建築資料研究社	発行
× 図解建築法規	国土交通省住宅局建築指導課	編集	新日本法規出版	発行
× 建築申請memo	建築申請実務研究会	編集	新日本法規出版	発行
× 消防基本六法	消防法規研究会	編集	東京法令出版	発行
× 注解消防関係法規集			全国加除法令出版	発行
× 電気設備技術要覧	総合設備研究会	編集	三協法規出版	発行

(第2 電気設備の技術規準に解説があるため、当該部分はずせば可とする。)

× 電気事業法の解説	資源エネルギー庁電力・ガス事業部 原子力安全・保安院	編集	経済産業調査会	発行
× 解説自家用電気工作物必携	関東東北産業保安監督部	編集	文一総合出版	発行

< 別冊・付録の例 >

× 最新建築関係法令集‘11年版の別冊	建築法規研究会議	編集	成美堂出版	発行
× 建築関係法令集の付録(CD-ROMを含む)	建築法令研究会	編集	井上書院	発行

注：本体の法令集については、条件1を満たすものの例として個別にチェックする。

4-3. 「設計製図試験」において使用が認められる平行定規と型板について

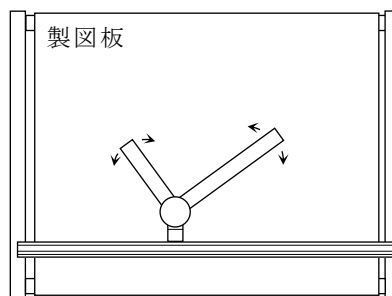
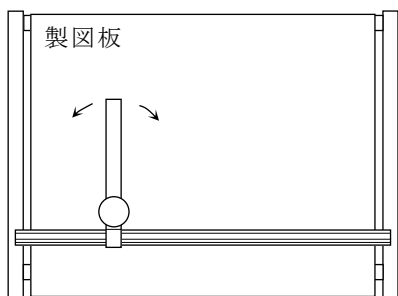
■平行定規

○使用が認められる例

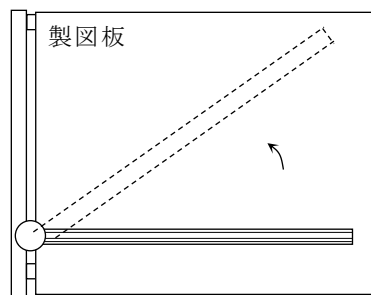
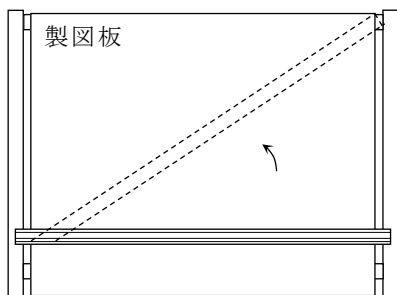
1. 平行定規は、製図板に水平線を引くための定規のみがついているものに限る。
2. 製図板の大きさは、45 cm×60 cm程度（A2用）のものまでとする。（平行定規の装着部分を含めた大きさは、製図板の1割程度大きいものまでとする）
なお、傾斜用の簡易なまぐらの使用は可とする。ただし、使用に際しての製図板の傾斜角度は30度以下とする。

×使用が認められない例

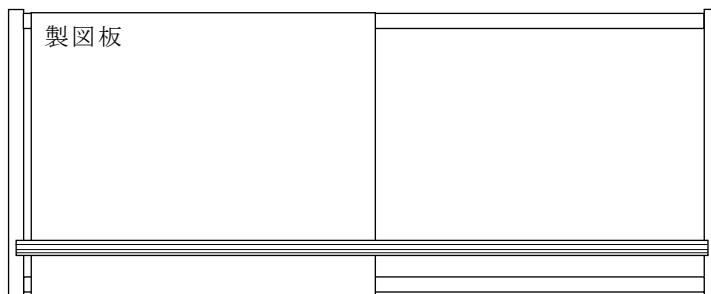
1. 垂直線または角度線を引くための定規が装着されているもの



2. 水平線を引くための定規が自由に傾斜するもの
(ただし、自由に傾斜しないように固定して、水平に保ったまま使用する場合に限って可)



3. 他の受験者の妨げになるおそれのあるもの



■型板(テンプレート)

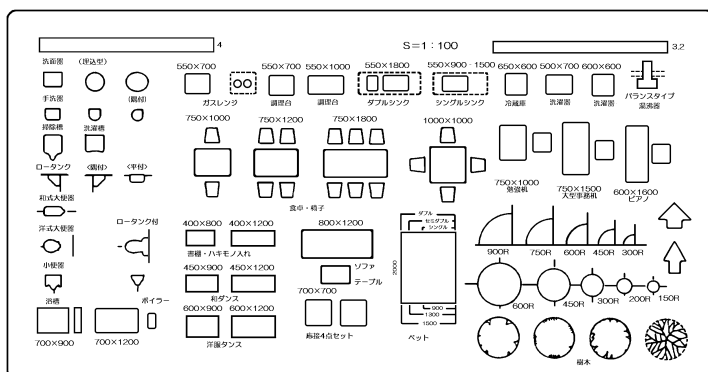
○使用が認められる例

円、だ円、正三角形、正方形及び文字を描くための型板

×使用が認められない例

1. 家具、衛生機器、建築部位、建築設備を描くための型板

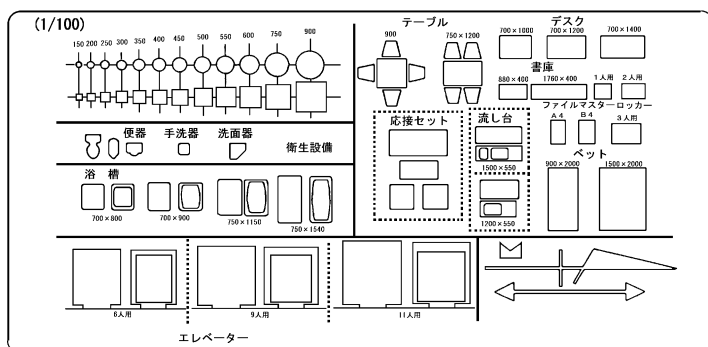
(例) ×



2. 円、だ円、正三角形及び正方形（以下「認められる図形」という。）を組み合わせ、予め、上記1に掲げる図を描くために作成されたと思われるものや、認められる図形が、同じ大きさ及び間隔で配置されている等、製図の作業性を高めるもの

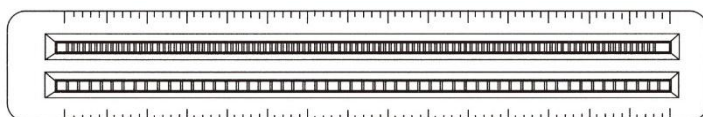
3. 認められる図形及び文字を描くための型板と、上記1、2が一体となったもの

(例) ×



4. 点線・破線等を引くことができる型板（点線スケール）

(例) ×



4-4. 試験会場到着後

試験会場の入口に受験番号による試験室の割当て表を掲示しています。該当する試験室を確認後、入室してください。また、会場設営の都合上、試験開始時間より1時間前までは入室できません。

受験票の持参を忘れた場合、案内係にその旨を伝えて、受験票の再交付手続きを行ってください。受験票の再交付手続きには身分証明書の提示が必要です。受験票を持たない場合、試験を受けることはできません。

§ 5. 試験会場

試験会場及びその周辺での駐車はできません。公共交通機関を利用してください。

警察や会場管理者等より違法駐車に係る撤去要請がある場合、試験時間内に退出の上、その対処について依頼します。

試験時間内に退室した場合、それ以降の試験を継続して受験することができないこともあります。

5-1. 学科試験

試験地	試験会場	所在地	最寄りの交通機関
札幌市	かでの 2.7	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目	<ul style="list-style-type: none"> 地下鉄「さっぽろ駅」徒歩 9 分 地下鉄「大通駅」徒歩 11 分
仙台市	宮城県建設産業会館 4 階 第 5 会議室	仙台市青葉区支倉町 2-48	<ul style="list-style-type: none"> 地下鉄「勾当台公園駅」徒歩 15 分 バス「交通局大学病院前」徒歩 3 分
東京都	4 月中旬以降決定予定		
名古屋市	4 月上旬以降決定予定		
京都府	京都建築大学校	南丹市園部町二本松 1-17	<ul style="list-style-type: none"> JR 嵯峨野線「園部駅」徒歩 10 分
大阪府	4 月中旬以降決定予定		
広島市	広島県情報プラザ (広島県立産業技術交流センター)	広島市中区千田町 3-7-47	<ul style="list-style-type: none"> 市内電車「広電本社前」徒歩 7 分 市内バス ベイシティ宇品便 「広島県情報プラザ前」徒歩 1 分
福岡市	南近代ビル	福岡市博多区博多駅南 4-2-10	<ul style="list-style-type: none"> 西鉄バス「山王公園前」徒歩 1 分
沖縄県	沖縄職業能力開発促進センター	中頭郡北谷町字吉原 728-6	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス：63 番謝苺線「謝苺二区」バス停下車 自動車：国道 58 または 330 号線から県道 24 号線に入り謝苺二区バス停に所在

5-2. 設計製図試験

試験地	試験会場	所在地	最寄りの交通機関
札幌市	札幌科学技術専門学校	札幌市中央区大通西 17 丁目 1-22	<ul style="list-style-type: none"> 地下鉄「西 18 丁目駅」6 番出口徒歩 1 分
仙台市	宮城県建設産業会館 4 階 第 5 会議室	仙台市青葉区支倉町 2-48	<ul style="list-style-type: none"> 地下鉄「勾当台公園駅」徒歩 15 分 バス「交通局大学病院前」徒歩 3 分
東京都	4 月中旬以降決定予定		
名古屋市	5 月上旬以降決定予定		
京都府	京都建築大学校	南丹市園部町二本松 1-17	<ul style="list-style-type: none"> JR 嵯峨野線「園部駅」下車、徒歩 10 分
大阪府	天満研修センター	大阪市北区錦町 2-21	<ul style="list-style-type: none"> JR 大阪環状線「天満駅」徒歩 2 分 大阪メトロ堺筋線「扇町駅」1 番出口より徒歩 7 分 大阪メトロ谷町線「天神橋筋六丁目駅」12 番出口より徒歩 10 分
広島市	広島県情報プラザ (広島県立産業技術交流センター)	広島市中区千田町 3-7-47	<ul style="list-style-type: none"> 市内電車「広電本社前」徒歩 7 分 市内バス ベイシティ宇品便 「広島県情報プラザ前」徒歩 1 分
福岡市	パピヨン 2 4	福岡市博多区千代 1-17-1	<ul style="list-style-type: none"> JR「吉塚駅」徒歩 10 分 西鉄バス「千代町」徒歩 1 分 地下鉄「千代県庁口」4 番出口直結

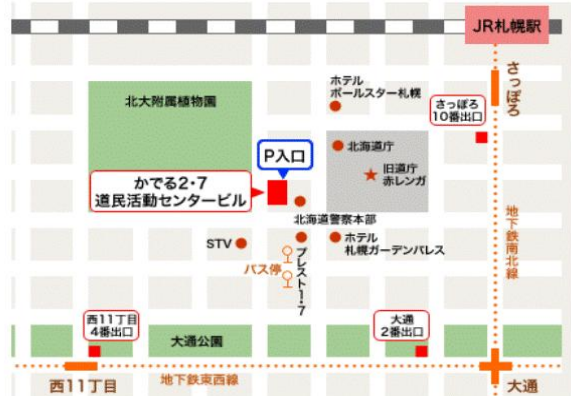
(注) 学科試験及び設計製図試験の試験会場については、変更される場合もあります。試験会場については、受験票により再度確認してください。

5-3. 試験会場案内図

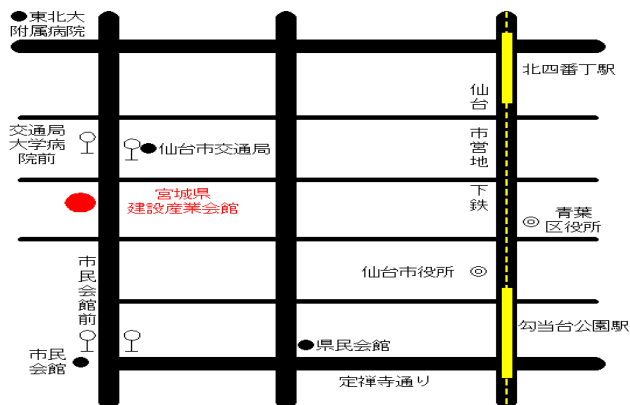
■ 学科試験

■ 試験地：札幌市 かでの2・7

アクセスマップ



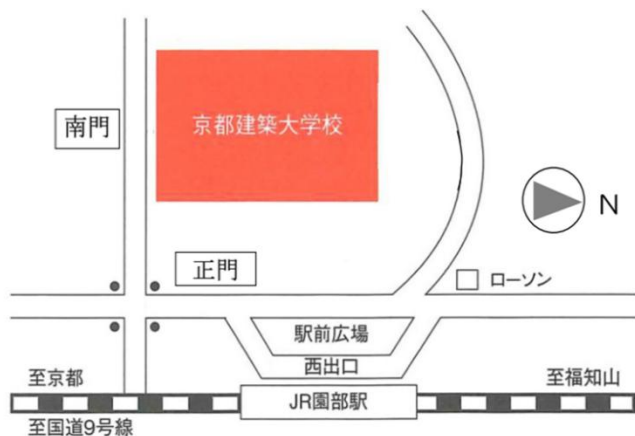
■ 試験地：仙台市 宮城県建設産業会館



■ 試験地：東京都 4月中旬以降決定予定

■ 試験地：名古屋市 4月上旬以降決定予定

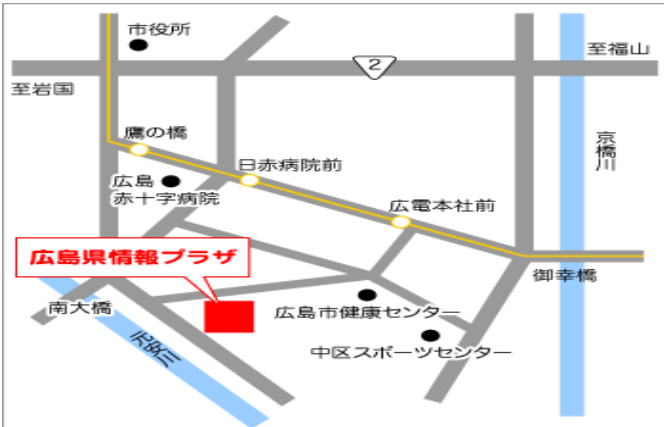
■ 試験地：京都府 京都建築大学校



■ 試験地：大阪府 4月中旬以降決定予定

■ 学科試験

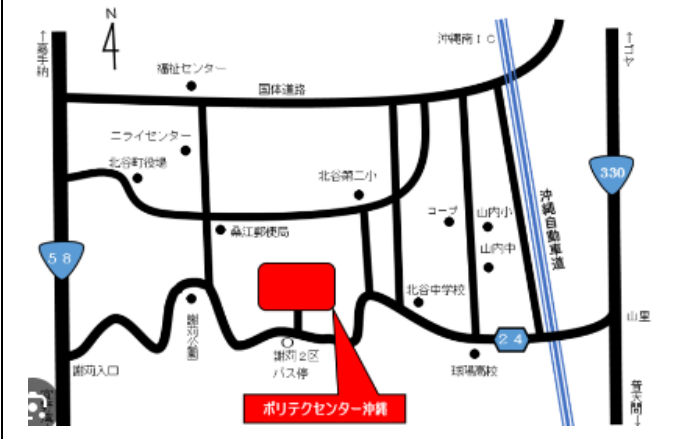
■ 試験地：広島市 広島県情報プラザ



■ 試験地：福岡市 南近代ビル

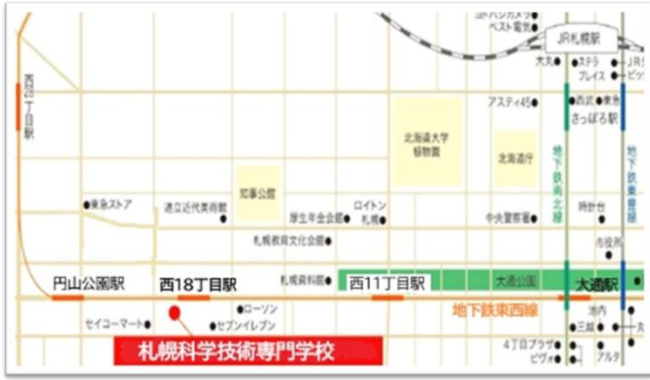


■ 試験地：沖縄県 沖縄職業能力開発促進センター (ポリテクセンター沖縄)

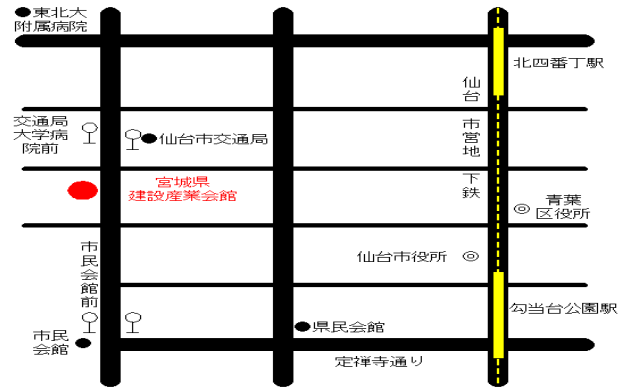


■設計製図試験

■試験地：札幌市 札幌科学技術専門学校



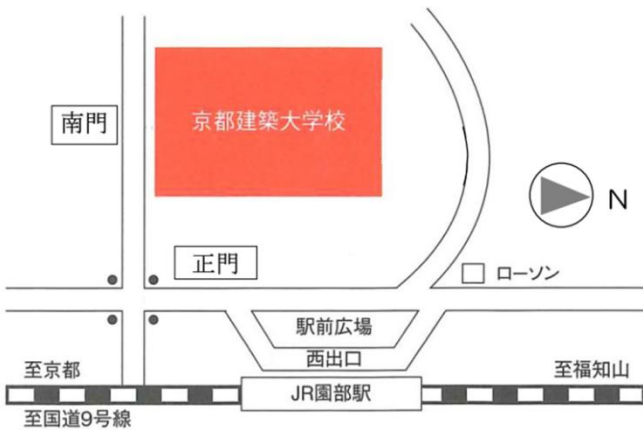
■試験地：仙台市 宮城県建設産業会館



■試験地：東京都 4月中旬以降決定予定

■試験地：名古屋市 5月上旬以降決定予定

■試験地：京都府 京都建築大学校



■試験地：大阪府 天満研修センター



■試験地：広島市 広島県情報プラザ



■試験地：福岡市 パピヨン24



■インテリアプランナー試験結果データ

学科試験

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
実受験者	1,148人	1,110人	950人	757人	594人
合格者	678人	704人	673人	413人	314人
合格率	59.1%	63.4%	70.8%	54.6%	52.9%

設計製図試験

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
実受験者	548人	573人	536人	484人	333人
合格者	141人	146人	142人	135人	87人
合格率	25.7%	25.5%	26.5%	27.9%	26.1%

■インテリアプランナー試験問題等

試験問題等に係るセンターホームページ掲載については、試験の透明性を高め、インテリアプランナーを志す者に対して、習得すべき知識及び技能の目安を示すために行います。

■学習参考書「インテリアプランナーガイドブック」の頒布

受験者等に資格制度の理解や学習しやすい環境を提供するため、資格制度及び試験概要、試験データ、出題範囲、過去問題、正答肢、解答例、解説等を掲載する学習参考書「インテリアプランナーガイドブック」を一般社団法人日本インテリアプランナー協会より頒布しています。

新日本法規出版株式会社のホームページや全国の書店、インターネット通販等によりお買い求めください。学習参考書の頒布については、センターで頒布するものではありません。改訂予定や内容に関するご質問については、回答できません。

お問合せについては、一般社団法人日本インテリアプランナー協会 (<https://jipat.gr.jp/>) までお願いいたします。